

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

旧	新
<p><b>I 金融コングロマリット監督に関する基本的考え方</b></p> <p>I-1 金融コングロマリットの定義  「金融コングロマリット」とは、金融庁組織規則（以下「規則」という。）第8条第4項第1号に規定する金融コングロマリットをいう。具体的には、以下の4つのグループに分類される。</p> <p>(1) 金融持株会社グループ  「金融持株会社グループ」とは、規則第8条第4項第1号ニに規定する企業集団のうち、金融持株会社（注1）を経営管理会社（注2）とするグループをいう。</p> <p>(注1)「金融持株会社」とは、銀行法第2条第13項に定める「銀行持株会社」、長期信用銀行法第16条の4に定める「長期信用銀行持株会社」、保険業法第2条第16項に定める「保険持株会社」、同法第272条の37第2項に定める「少額短期保険持株会社」、若しくは<u>証券取引法第59条第1項に定める証券会社</u>を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項第1号に規定する持株会社。）の複数に該当する持株会社又はこれらのいずれかであって、銀行（長期信用銀行を含む。）、保険会社（少額短期保険業者を含む。）、<u>証券会社等（証券会社、証券投資顧問業者又は投資信託委託業者）</u>（以下「金融機関」という。）のうち、いずれか2以上の異なる業態の者を子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に</p>	<p><b>I 金融コングロマリット監督に関する基本的考え方</b></p> <p>I-1 金融コングロマリットの定義  「金融コングロマリット」とは、金融庁組織規則（以下「規則」という。）第8条第4項第1号に規定する金融コングロマリットをいう。具体的には、以下の4つのグループに分類される。</p> <p>(1) 金融持株会社グループ  「金融持株会社グループ」とは、規則第8条第4項第1号ニに規定する企業集団のうち、金融持株会社（注1）を経営管理会社（注2）とするグループをいう。</p> <p>(注1)「金融持株会社」とは、銀行法第2条第13項に定める「銀行持株会社」、長期信用銀行法第16条の4に定める「長期信用銀行持株会社」、保険業法第2条第16項に定める「保険持株会社」、同法第272条の37第2項に定める「少額短期保険持株会社」、若しくは<u>金融商品取引法第56条の2第1項に定める金融商品取引業者等</u>を子会社とする持株会社のうち金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者に限る。以下同じ。）を子会社とする持株会社の複数に該当する持株会社又はこれらのいずれかであって、銀行（長期信用銀行を含む。）、保険会社（少額短期保険業者を含む。）、<u>金融商品取引業者</u>（以下「金融機関」という。）のうち、いずれか2以上の異なる業態の者を子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

旧	新
<p>規定する子会社をいう。) とする会社をいう。</p>	<p>関する規則第8条第3項に規定する子会社をいう。) とする会社をいう。</p>
<p>(注2) (略)</p>	<p>(注2) (略)</p>
<p>(2) ~ (4) (略)</p>	<p>(2) ~ (4) (略)</p>
<p>I - 2 監督目的・監督手法</p>	<p>I - 2 監督目的・監督手法</p>
<p>(1) 監督目的</p> <p>我が国では、銀行は銀行業、保険会社は保険業、証券会社は証券業にそれぞれ従事するという専業主義がとられてきたが、平成5年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成10年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を通じ、現在の我が国金融においては、コングロマリット化の進展等の新たな展開を示している状況にある。</p> <p>いわゆる<u>4大銀行グループ</u>についてみると、全てのグループにおいて持株会社制のもと銀行を中核として証券会社、信託銀行等を保有しており、また、<u>4大銀行グループ</u>以外においても、銀行と保険会社を含むグループや、証券会社又は保険会社が中核となって他業態の金融機関とグループを形成しているものなど、業態をまたがるグループ形態が多く見られる。さらに我が国に進出している外資系金融機関についても、グループに<u>銀行、保険、証券を複数含むコングロマリット</u>の形態をとる<u>金融機関</u>が多く見られるところである。このような新たな</p>	<p>(1) 監督目的</p> <p>我が国では、銀行は銀行業、保険会社は保険業、証券会社は証券業にそれぞれ従事するという専業主義がとられてきたが、平成5年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成10年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を通じ、現在の我が国金融においては、コングロマリット化の進展等の新たな展開を示している状況にある。</p> <p>いわゆる<u>3大銀行グループ</u>についてみると、全てのグループにおいて持株会社制のもと銀行を中核として証券会社等（金融商品取引業者）を保有しており、また、<u>3大銀行グループ</u>以外においても、銀行と保険会社を含むグループや、証券会社等（金融商品取引業者）又は保険会社が中核となって他業態の金融機関とグループを形成しているものなど、業態をまたがるグループ形態が多く見られる。さらに我が国に進出している外資系金融機関についても、グループに<u>複数の業態の金融機関を含むコングロマリット</u>の形態をとる<u>もの</u>が多く見ら</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

旧	新
<p>潮流に対し、金融監督行政はどのような視点に立って行うべきかを明確にする必要がある。</p> <p>複数の業態の金融機関を含む複合体を形成したとしても、グループ内の金融機関はそれぞれ独立した法人であり、自己責任原則と市場規律に基づき、自ら財務の健全性の確保、利用者保護・利用者利便の向上に努めることが求められる。金融監督が目指すところも、第一義的にはグループ内の金融機関の財務の健全性及び業務の適切性等の確保であり、それを通じて金融システム全体の健全性や金融の円滑を確保していくことである。</p> <p>従って、個々の金融機関や金融システム全体の健全性等に問題が生じ得る状況にない限り、各金融機関がその業務を展開していく上でどのような経営形態を採るかは、金融機関の自己責任に基づく経営判断の問題であって、金融当局としては、基本的にその判断を尊重するものであり、当局の側から意図的にコングロマリット化を促すこと、或いは反対にコングロマリット化の動きを抑制するということはない。金融監督当局としては、金融機関の健全性等の確保の観点から、金融コングロマリット化に伴って発生する特有のリスクを認識し、それに適切に対応していくことが重要であると考えている。</p> <p>金融におけるコングロマリット化は、一方で金融機関の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性があるが、他方で、グループ化に伴う新たなリスクが顕在化するおそれもある。例えば、金融コングロマリットのリスクとして、組織の複雑化による経営の非効率化、</p>	<p>れるところである。このような新たな潮流に対し、金融監督行政はどのような視点に立って行うべきかを明確にする必要がある。</p> <p>複数の業態の金融機関を含む複合体を形成したとしても、グループ内の金融機関はそれぞれ独立した法人であり、自己責任原則と市場規律に基づき、自ら財務の健全性の確保、利用者保護・利用者利便の向上に努めることが求められる。金融監督が目指すところも、第一義的にはグループ内の金融機関の財務の健全性及び業務の適切性等の確保であり、それを通じて金融システム全体の健全性や金融の円滑を確保していくことである。</p> <p>従って、個々の金融機関や金融システム全体の健全性等に問題が生じ得る状況にない限り、各金融機関がその業務を展開していく上でどのような経営形態を採るかは、金融機関の自己責任に基づく経営判断の問題であって、金融当局としては、基本的にその判断を尊重するものであり、当局の側から意図的にコングロマリット化を促すこと、或いは反対にコングロマリット化の動きを抑制するということはない。金融監督当局としては、金融機関の健全性等の確保の観点から、金融コングロマリット化に伴って発生する特有のリスクを認識し、それに適切に対応していくことが重要であると考えている。</p> <p>金融におけるコングロマリット化は、一方で金融機関の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性があるが、他方で、グループ化に伴う新たなリスクが顕在化するおそれもある。例えば、金融コングロマリットのリスクとして、組織の複雑化による経営の非効率化、</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

旧	新
<p>利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為の誘因の増大、グループ内のリスクの伝播、リスクの集中等が指摘されているところである。</p> <p>金融監督の基本は、上述の通り、グループ内の個別の金融機関の健全性等の確保であるが、このようなリスクの存在により、個々の金融機関の健全性等を追求するのみでは、グループ全体の財務の健全性、業務の適切性の確保ができず、結果として、グループ内の金融機関及び金融システム全体に影響が及ぶ可能性がある。そのため、各金融機関、あるいはグループにおいて、上記のような金融コングロマリットに伴うリスクに的確に対応し得るよう、本監督指針に掲げる留意点等に基づき、グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について、当局として十分な実態把握を行うとともに、必要に応じ適時適切に監督上の措置を講じていくことが重要となる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>II-1 経営管理 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢 内部管理に関する業務は、本来、各金融機関において独立し、かつ、適切に遂行されるための態勢が整備されている必要がある。</p>	<p>利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為の誘因の増大、グループ内のリスクの伝播、リスクの集中等が指摘されているところである。</p> <p>金融監督の基本は、上述の通り、グループ内の個別の金融機関の健全性等の確保であるが、このようなリスクの存在により、個々の金融機関の健全性等を追求するのみでは、グループ全体の財務の健全性、業務の適切性の確保ができず、結果として、グループ内の金融機関及び金融システム全体に影響が及ぶ可能性がある。そのため、各金融機関、あるいはグループにおいて、上記のような金融コングロマリットに伴うリスクに的確に対応し得るよう、本監督指針に掲げる留意点等に基づき、グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について、当局として十分な実態把握を行うとともに、必要に応じ適時適切に監督上の措置を講じていくことが重要となる。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>II-1 経営管理 (略)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢 内部管理に関する業務は、本来、各金融機関において独立し、かつ、適切に遂行されるための態勢が整備されている必要がある。</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

旧	新
<p>一方、グループ内の金融機関が内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合がある。<u>証券取引法第 45 条</u>ただし書においては、弊害防止措置の適用除外の承認に係る規定が設けられており、一定の条件を満たし、内閣総理大臣の承認を受けた場合には、親子関係にある<u>証券会社</u>と銀行との間等において、内部管理に関する業務に係る顧客等の非公開情報の授受が認められている（注）。当該規定は、あくまでも各金融機関において内部管理に関する業務が厳格に行われていることを前提に、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる場合に限り、効率的かつ適切な内部管理の遂行を可能とし、以ってグループ内の内部管理に関する業務の一層の強化に資するとの観点から設けられているものである。</p> <p>グループ内の金融機関が、当該規定に基づく承認を受けること等により、内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合には、こうした本来の位置付けや、当該ただし書が規定されている趣旨を踏まえ、以下のような態勢整備が図られているか。</p> <p>(注) 親子関係にある<u>証券会社</u>と銀行との間等における顧客等の非公開情報の授受は、<u>証券取引法第 45 条</u>ただし書に基づく承認を受けた場合に、内部管理に関する業務を行うという目的に限りその授受が認められるものであり、営業等の目的で当該情報の提供・受領を行うことは、（顧客等からの書面による事前同意がある場合等を除き、）原則として禁止されていることに留意する必要がある。</p>	<p>一方、グループ内の金融機関が内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合がある。<u>金融商品取引法第 44 条の 3</u>ただし書においては、弊害防止措置の適用除外の承認に係る規定が設けられており、一定の条件を満たし、内閣総理大臣の承認を受けた場合には、親子関係にある<u>金融商品取引業者</u>と銀行との間等において、内部管理に関する業務に係る顧客等の非公開情報の授受が認められている（注）。当該規定は、あくまでも各金融機関において内部管理に関する業務が厳格に行われていることを前提に、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる場合に限り、効率的かつ適切な内部管理の遂行を可能とし、以ってグループ内の内部管理に関する業務の一層の強化に資するとの観点から設けられているものである。</p> <p>グループ内の金融機関が、当該規定に基づく承認を受けること等により、内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合には、こうした本来の位置付けや、当該ただし書が規定されている趣旨を踏まえ、以下のような態勢整備が図られているか。</p> <p>(注) 親子関係にある<u>金融商品取引業者</u>と銀行との間等における顧客等の非公開情報の授受は、<u>金融商品取引法第 44 条の 3</u>ただし書に基づく承認を受けた場合に、内部管理に関する業務を行うという目的に限りその授受が認められるものであり、営業等の目的で当該情報の提供・受領を行うことは、（顧客等からの書面による事前同意がある場合等を除き、）原則として禁止されていることに留意する必</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

旧	新
<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>証券取引法第 45 条</u>ただし書の承認を受けようとする場合には、<u>証券会社向けの総合的な監督指針Ⅲ－２－２－３ (2) 及び(3)</u>に掲げられている事項が適切に確保されていること。</p> <p>⑦ <u>証券取引法第 45 条</u>ただし書の承認を受けている場合には、上記①～⑥が、承認時の審査において適切に確保されていることのみならず、その後の金融機関又はグループの業務規模及び範囲の変更等に伴い、適時・適切に体制の見直しを図り、継続して適切なものとするように努めていること。</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性</p> <p>Ⅱ－２－１ 自己資本の適切性</p> <p>金融コングロマリットを構成する金融機関は、各機関及びグループ全体に対する利用者等からの信託を確保するため、各々が自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要である。従って、金融コングロマリットの監督に際しても、まずはグループ内の各金融機関が、それぞれの業法等で求められている適切な自己資本の基準（保険会社についてはソルベンシーマージン比率に基づく基準）を満たしているかどうかを確認することが基本となる。</p> <p>一方、金融コングロマリットを構成する金融機関においては、風評リス</p>	<p>要がある。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>金融商品取引法第 44 条の 3</u>ただし書の承認を受けようとする場合には、<u>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ－３－２－１ (2) 及び(3)</u>に掲げられている事項が適切に確保されていること。</p> <p>⑦ <u>金融商品取引法第 44 条の 3</u>ただし書の承認を受けている場合には、上記①～⑥が、承認時の審査において適切に確保されていることのみならず、その後の金融機関又はグループの業務規模及び範囲の変更等に伴い、適時・適切に体制の見直しを図り、継続して適切なものとするように努めていること。</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性</p> <p>Ⅱ－２－１ 自己資本の適切性</p> <p>金融コングロマリットを構成する金融機関（<u>銀行（長期信用銀行を含む。）、保険会社（少額短期保険業者を含む。）、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者に限る。Ⅱ－２－１において同じ。）</u>）は、各機関及びグループ全体に対する利用者等からの信託を確保するため、各々が自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要である。従って、金融コングロマリットの監督に際しても、まずはグループ内の各金融機関が、それぞれの業法等で求められている適切な自己資本の基準（保険会社についてはソルベ</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

旧	新
<p>クの波及やリスクの集中等の、グループとしてのリスクを追加的に有することとなるため、金融コングロマリットの監督に当たっては、グループ内の各金融機関の自己資本の充実に加え、グループとしての自己資本の充実の適切性を検証する必要がある。</p> <p>そのような考え方の下、以下のような着眼点に基づき、金融コングロマリットの自己資本の適切性を確認することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融コングロマリットの自己資本の適切性</p> <p>① 金融コングロマリットは、経営管理会社又はグループ内の金融機関に係る個別法等によって連結自己資本比率の計算及びそれに基づく連結自己資本の充実等が求められている場合を除き、以下の計算に基づき算出したグループの合算自己資本が、所要自己資本を下回ることはないよう、合算自己資本の適切性確保のための方策を講じなければならない。</p> <p>(注1) 合算自己資本の計算には、経営管理会社が作成する連結財務諸表(外国持株会社等の場合は当該会社が外国において作成する同等の連結財務諸表)に含まれる銀行、証券会社又は金融持株会社の自己資本を必ず含むこととし、自己資本の計測に必要</p>	<p>ンシーマージン比率に基づく基準)を満たしているかどうかを確認することが基本となる。</p> <p>一方、金融コングロマリットを構成する金融機関においては、風評リスクの波及やリスクの集中等の、グループとしてのリスクを追加的に有することとなるため、金融コングロマリットの監督に当たっては、グループ内の各金融機関の自己資本の充実に加え、グループとしての自己資本の充実の適切性を検証する必要がある。</p> <p>そのような考え方の下、以下のような着眼点に基づき、金融コングロマリットの自己資本の適切性を確認することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融コングロマリットの自己資本の適切性</p> <p>① 金融コングロマリットは、経営管理会社又はグループ内の金融機関に係る個別法等によって連結自己資本比率の計算及びそれに基づく連結自己資本の充実等が求められている場合を除き、以下の計算に基づき算出したグループの合算自己資本が、所要自己資本を下回ることはないよう、合算自己資本の適切性確保のための方策を講じなければならない。</p> <p>(注1) 合算自己資本の計算には、経営管理会社が作成する連結財務諸表(外国持株会社等の場合は当該会社が外国において作成する同等の連結財務諸表)に含まれる銀行、<u>金融商品取引業者</u>又は金融持株会社の自己資本を必ず含むこととし、自己資本の計</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

旧	新
<p>な情報の入手等が法的に困難な国にある会社、自己資本比率の算出上無視しうるほどに規模の小さい会社（それらを合算して無視できない規模になる場合を除く。）、その会社を計算に含めることが不適當或いは誤解を招くこととなると考えられる会社の自己資本を除くこととする。</p> <p>（注2）グループ内の保険会社については、通常の予測を超えて発生するリスクに対して、資本・準備金等の支払能力が十分に確保されていることが必要である。</p> <p>②～③（略）</p> <p>（中略）</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-1 コンプライアンス（法令等遵守）態勢（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）グループ内会社によるコンプライアンス態勢の整備</p> <p>①～⑤（略）</p>	<p>測に必要な情報の入手等が法的に困難な国にある会社、自己資本比率の算出上無視しうるほどに規模の小さい会社（それらを合算して無視できない規模になる場合を除く。）、その会社を計算に含めることが不適當或いは誤解を招くこととなると考えられる会社の自己資本を除くこととする。</p> <p>（注2）グループ内の保険会社については、通常の予測を超えて発生するリスクに対して、資本・準備金等の支払能力が十分に確保されていることが必要である。</p> <p>②～③（略）</p> <p>（中略）</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-1 コンプライアンス（法令等遵守）態勢（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）グループ内会社によるコンプライアンス態勢の整備</p> <p>①～⑤（略）</p>



金融コングロマリット監督指針新旧対照表

旧	新
<p>⑥ グループにおいて、<u>証券取引法</u>が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生を防止する措置が講じられているか。</p> <p>⑦～⑧（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（中略）</p> <p>II-3-6 増資 （略）</p> <p>（1）基本的な経営姿勢</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 取締役会は、会社法、独占禁止法及び<u>証券取引法</u>等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。</p> <p>④（略）</p>	<p>⑥ グループにおいて、<u>金融商品取引法</u>が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生を防止する措置が講じられているか。</p> <p>⑦～⑧（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（中略）</p> <p>II-3-6 増資 （略）</p> <p>（1）基本的な経営姿勢</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 取締役会は、会社法、独占禁止法及び<u>金融商品取引法</u>等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、コンプライアンス上万全な対応をとることとしているか。</p> <p>④（略）</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

旧	新
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 不公正な取引の防止</p> <p>① (略)</p> <p>② グループにおいて、<u>証券取引法</u>が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生を防止する措置が講じられているか。</p> <p>(4) 適正なディスクロージャーの確保（<u>証券取引法</u>等）</p> <p>① <u>証券取引法</u>に定める増資手続き（有価証券届出書の提出と勧誘行為、目論見書の作成・交付、有価証券届出書の効力発生等）の遵守のための措置が講じられているか。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 不公正な取引の防止</p> <p>① (略)</p> <p>② グループにおいて、<u>金融商品取引法</u>が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生を防止する措置が講じられているか。</p> <p>(4) 適正なディスクロージャーの確保（<u>金融商品取引法</u>等）</p> <p>① <u>金融商品取引法</u>に定める増資手続き（有価証券届出書の提出と勧誘行為、目論見書の作成・交付、有価証券届出書の効力発生等）の遵守のための措置が講じられているか。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(中略)</p>
<p>Ⅲ－１－２ 検査部局との連携確保</p> <p>監督部局及び検査部局（金融コングロマリットに<u>証券会社等</u>が含まれる場合の、証券取引等監視委員会を含む。）が、それぞれの独立性を尊重し</p>	<p>Ⅲ－１－２ 検査部局との連携確保</p> <p>監督部局及び検査部局（金融コングロマリットに<u>金融商品取引業者</u>が含まれる場合の、証券取引等監視委員会を含む。）が、それぞれの独立性を</p>

金融コングロマリット監督指針新旧対照表

旧	新
<p>つつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融コングロマリット監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融コングロマリット監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(以下略)</p>